

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、願い出ます。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

山梨県知事 殿

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名	数 量	
届出の事由及びその 事由の発生日		

(備考)

- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 3 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。